

道路区域の変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき，道路区域を次のように変更した。

なお，関係図面は告示の日から 2 週間新潟市土木部土木総務課及び新潟市北区役所建設課において，一般の縦覧に供する。

平成 2 0 年 1 2 月 1 8 日

新潟市長 篠 田 昭

道路の種類	路線名	区 間	変更前後別	敷 地 の	
				幅員 (m)	延長 (m)
県道	島見濁川線	新潟市北区松浜東町二丁目 3376 番 2 地先から 新潟市北区松浜東町一丁目 3389 番 158 地先まで	前	10.0 ~ 43.0	194.8
			後	10.0 ~ 50.5	223.2